

陳 情 番 号	陳情第3号
件 名	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情
受付年月日	令和3年6月21日
回付委員会	総務委員会
<p>(陳 情 要 旨)</p> <p>2019年2月、沖縄県が実施した普天間飛行場の代替施設として国が名護市辺野古に計画している米軍基地建設のための埋立てに対する賛否についての県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示してから2年以上経過したにもかかわらず工事は強行され、さらに、その埋立てに沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄本島南部の土砂の使用が予定されていることは、民意のみならず戦没者への敬意を失することにもなり、許されるべきではない。</p> <p>また、普天間基地所属の海兵隊について、沖縄駐留を正当化する軍事的・地政学的事由及びアメリカの強い要求という言い訳も、日米の政府関係者等の発言及び多くの識者の分析によって瓦解している。</p> <p>しかしながら、普天間基地の代替施設が不合理な理由で同じ沖縄県に建設されることとなり、工事が強行されていることは、日本国憲法に規定する民主主義、地方自治、基本的人権及び法の下での平等の各理念からして、看過することのできない重大な問題である。</p> <p>憲法が約束した自由の恵沢が沖縄にも差別なく確保されるため、政府のみならず、全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決を行う必要がある。</p> <p>さらに、政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として、辺野古への新基地建設を強行しているが、日米安全保障条約に基づく米軍に対する基地提供が必要であるとしても、沖縄県内への移設は、沖縄への過重な負担を軽減するため、国民全体で分かち合うべきという、沖縄に関する特別行動委員会・SACO設置時の基本理念に反するものであり、工事は中止すべきである。</p> <p>安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民的議論により決するべきであり、最終的には、国権の最高機関である国会において、国が責任を負う法整備等の仕組みの中で行うべきである。その中で代替施設が国内に必要だという結論になるのであれば、憲法の規定に基づき、公正かつ民主的に解決することが求められる。</p> <p>以上のことから、岐阜市議会として、下記を要旨とする意見書を、国、衆議院及び参議院に対して提出するよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古における新たな基地建設工事を中止するとともに、普天間基地の運用を停止すること。殊に、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄本島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。 2 普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か、国民的議論を行い、最終的には、国権の最高機関である国会において、沖縄における米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みの中で解決すること。 3 普天間基地の代替施設が国内に必要であるという結論になるのなら、沖縄以外の全国の全ての自治体をまずはひとしく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正かつ民主的な手続により決定すること。 <p style="text-align: right;">(意見書案文等掲載略)</p>	
結 果	令和3年9月22日 内容を了知する。